

基総発 0907 第 1 号
平成 22 年 9 月 7 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長
(公 印 省 略)

労働基準監督署の内部組織の名称変更について

標記については、平成 22 年 6 月 23 日付け基総発 0623 第 1 号「労働基準監督署の内部組織の名称変更について」により意見を求めたところであるが、今般、提出された意見等を参考とし、国民サービス向上の一環として、労働基準監督署の利用者が内部組織の名称から業務内容を推測でき、かつ分かりやすいものとするという観点から再検討した結果、下記のとおり、課制署について、内部組織の名称を変更することとしたので通知する。

今後、「労働基準監督署及び公共職業安定所等の内部組織基準等について」(以下「内部組織基準」という。)の改正等を経て、平成 22 年 10 月 1 日から実施することとしているので了知されるとともに、大臣官房地方課及び当課から別途指示するところにより、名称変更に伴う準備作業等に適切に対応されたい。

記

1 課制署の名称変更について

ア 3 課制署の名称変更について

- (1) 「第一課」を「監督課」に改める。
- (2) 「第二課」を「安全衛生課」に改める。
- (3) 「第三課」を「労災課」に改める。

イ 2 課制署の名称変更について

- (1) 安全衛生業務を第二課において担当している場合(内部組織基準の記 1 の(3)①の本文二の場合)
 - ① 「第一課」を「監督課」に改める。
 - ② 「第二課」を「労災・安衛課」に改める。
- (2) 安全衛生業務を第一課において担当している場合(内部組織基準の記 1

の(3)①二ただし書の場合)

①「第一課」を「監督・安衛課」に改める。

②「第二課」を「労災課」に改める。

2 方面制署の名称変更について

方面制署を部門制署とする等の名称変更案については、なお慎重かつ十分な検討が必要であることから、当面現行の名称を維持することとする。